

資料一4 リスク分担表(索)

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		説明
				振興会	事業者	
共通	選定企業等に関するリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責めに帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
	支払い遅延リスク	2	振興会の支払の遅延	○		振興会は事業者に遅延利息を支払う。
	3	事業者の振興会への支払の遅延		○		事業者は振興会に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	4	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
	金利変動リスク	5	基準金利確定の日前までの金利変動による資金調達コストの変動	○		事業契約締結後、特定の時期（国立劇場の引渡しより前）に、基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している。
	6	基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの変動		○		
	関連業務に関するリスク	7	振興会が国立劇場に関連して別途発注する業務において、振興会が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○		事業者による当該第三者との調整が不適当であったと認められる場合を除く。
	8	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○			
	法令変更リスク	9	本事業の施設整備、維持管理に特別に又は類型的に影響を及ぼす法令等の変更又は新設による増加費用	○		事業者による合理的な防止手段等を期待できないと認められる場合を含む。
	10	上記以外の法令変更等又は新設による増加費用		○		
不可抗力リスク	11	施設整備業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害（期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。）	○	△		増加費用又は損害について、本件工事費等（設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額）の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を振興会が負担する。 数次にわたり不可抗力が発生する場合、施設整備期間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	12	維持管理業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害（期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。）	○	△		増加費用又は損害について、当該年度の維持管理費の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を振興会が負担する。 数次にわたり不可抗力が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	13	振興会の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○			振興会の指示による要求水準の変更により事業費が減少する場合については、減額するものとする。
	14	法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○		
	15	許認可取得の遅延から生じる増加費用（許認可取得の遅延に伴う費用を含む。）		○		振興会が許認可を取得する必要がある場合を除く。
	16	本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○		
	17	要求水準の達成に疑義が生じた場合、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○		
	18	災害防止等のための臨機の措置及びその措置に要した費用（当該措置が事業費の範囲内である場合）		○		
	19	災害防止等のための臨機の措置に要した費用（当該措置が事業費の範囲において負担することが明らかに適当ないと認められる場合）	○			
	20	付帯事業の実施のために必要な事業敷地の所有権の確保、定期借地権の設定に係る責任	○			
付帯事業の実施に係るリスク (提案された場合に限る)	21	事業敷地における民間収益施設の整備に係る都市計画・建築計画上の許認可の取得		○		
	22	上記以外の付帯事業の実施（事業敷地（定期借地権）の使用及び民間収益施設の整備・所有・管理運営等）に係る事業上のすべての責任及び費用等の負担		○		
	23	施設整備業務の開始までに事業者が事業敷地（土地）を使用できる状態にする責任	○			
施設整備	土地の使用に関するリスク	24	施設整備期間中の事業敷地の維持保全及びこれに要する費用		○	
		25	事業敷地（土地）に関して、入札説明書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項と異なる土壤汚染、地中障害物、埋蔵文化財等の存在により生じた増加費用	○		
		26	事業用地及び解体対象の既存施設等に関する振興会の貸与資料等の誤りに起因する増加費用	○		事業者の過失等の責によることが明らかな場合を除く。
	振興会の貸与資料に関するリスク	27	貸与資料の利用に係る一切の責任や、貸与資料と事業者の調査結果との間に齟齬がある場合の確認		○	

資料一4 リスク分担表(案)

段階	リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		説明
				振興会	事業者	
施設整備	事業者の調査に関するリスク	28	事業者による事業用地及び既存施設等に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用		○	
		29	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	
	環境対策リスク	30	本事業の実施に関して、振興会の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用	○		
		31	本事業の実施に関して、振興会の帰責事由以外により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用		○	
	引渡し遅延リスク	32	振興会の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用	○		振興会は増加費用を負担する。ただし、未実施の維持管理業務相当分の対価については支払わない。
		33	事業者の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		○	事業者は振興会に遅延損害金を支払う。
	工事中止・中断リスク	34	振興会の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	○		
		35	事業者の帰責事由による工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		○	
	第三者への損害リスク	36	工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害		○	
		37	上記以外で、振興会の帰責事由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○		保険によりてん補された部分を除く。
		38	その他振興会の帰責事由以外で、工事の施工について第三者に及ぼした損害		○	
部分使用による損害リスク	39	引渡し日前に振興会が国立劇場を利用した場合における増加費用又は損害	○			
	40	契約不適合に係る修補及び履行の追完並びにこれに要する費用（又は、当該契約不適合が重要なものでなく、かつその修補に過分の費用を要する場合の修補に代わる損害賠償）		○	契約不適合に係る履行の追完及び損害賠償を請求できる期間は、国立劇場の引渡し後2年以内（当該契約不適合が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）については10年以内）	
維持管理	物価上昇リスク	41	施設整備期間中の物価変動による建設工事費の増加	○	△	日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により建設工事費が不適当となったと認めた場合、特別な要因により、主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合又は予期することのできない特別な事情により、急激な価格水準の変動が生じた場合には、建設工事費の変更について振興会と協議できる。
		42	振興会の帰責事由により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	○		
	施設の損傷リスク	43	振興会の帰責事由以外により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害		○	
		44	振興会の帰責事由による国立劇場の損傷を復旧するための費用	○		
	施設の改修リスク	45	事業者の帰責事由による国立劇場の損傷を復旧するための費用		○	国立劇場の施設整備業務にかかる契約不適合と認定された場合は、No. 40のリスクとなる。
		46	振興会又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による国立劇場の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）	○		
	維持管理業務の開始遅延・中止・中断リスク	47	振興会の事由による国立劇場における改修工事の発生	○		本事業に含まれる模様替対応業務に係る間仕切壁の変更等は除く。
		48	国立劇場における要求水準に適合させるための改修工事実施及び費用の負担		○	
	物価上昇リスク	49	振興会の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額	○	△	未実施の維持管理業務相当分の対価については支払わない。ただし、振興会は事業者に生じた増加費用を負担する。
		50	事業者の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額		○	
契約終了・解除	原状回復リスク	51	維持管理期間中の物価変動による維持管理費の増加	○	△	一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定する。
		52	契約の終了時又は解除時に、事業者（選定企業その他の第三者を含む。）が所有する業務設備・備品その他の物件等を撤去するとともに、事業場所を業務運営に支障のない状態に復旧する費用		○	
	契約解除リスク	53	振興会の帰責事由による契約解除	○		
		54	事業者の帰責事由による契約解除		○	事業者は振興会に違約金を支払う。
		55	不可抗力に起因する契約解除	○	△	振興会及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。
		56	法令変更に起因する契約解除	○	△	振興会及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。

(備考)

- このリスク分担表（案）は、本事業における振興会及び事業者間のリスク分担を整理するものである。
- このリスク分担表（案）において、増加費用とは合理的であると認められる範囲の本事業に関する増加費用をいう。

- 負担者の凡例
  - ：リスクが顕在化した場合に原則として負担する
  - △：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄：原則としてリスク負担がない